

◎産業振興指針における「中小企業及び小規模企業」の定義について

中小企業及び小規模企業は、株式会社など会社法上の会社に限らず、  
個人事業主や士業法人(弁護士法人、税理士法人など)を含む。

～参考～

1. 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

2. 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

\*商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の 3 法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員 20 人以下の事業者を小規模企業としている。

※中小企業基本法の定義は、あくまでも原則であって、それぞれの支援制度によって定義が異なる場合がある。